湯河原町学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照条文

			1
現行	改 正 後	備	考
(学校給食費の月額) 第4条 条例第5条の規則で定める 額は、学校給食を受ける児童の保護 者等は児童1人につき4,200円と し、教職員その他学校給食を受ける 者は4,980円とする。 2 (略)	(学校給食費の月額) 第4条 条例第5条の規則で定め る額は、学校給食を受ける児童 の保護者等は児童1人につき		